

青森大学・青森短期大学図書委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「大学」という）学則第56条及び青森短期大学（以下「短大」という）学則第38条により設置する図書館の適正な運営をおこなうために大学・短大図書委員会を設置し、その運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 図書館の企画・運営の基本方針に関すること
- (2) 特別収書・公開講座・展示等図書館が主催して行う特別事業に関すること
- (3) その他図書館に関する重要なこと

(委員)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館次長
- (3) 専任教員 大学、短大専任教員 若干名
- (4) その他両学長が指名する者 若干名

2. 委員は、大学学長が、短大学長と協議して任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、原則として年4回開催する。

2. 図書館長が必要と認めるときは随時開催することができる。
3. 会議は、図書館長が招集し、その議長となる。
4. 議長に事故あるときは、図書館次長が、図書館長及び図書館次長がともに事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
5. 議長が必要と認めたときは、委員以外の教職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

第6条 委員会は審議の結果を速やかに学長に報告する。

第7条 学長は、前条の報告について予算を伴うもの及び重要な事項は、理事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する